



島根県報

平成21年4月1日(水)
号外 第87号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲 (水産課) 2

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水産課) 2

【漁調委指示】

船舶を錨止めして行う釣りの禁止 4

【内水面漁管委指示】

こいの持出しの禁止 5

告示

島根県告示第272号

平成21年島根県内水面漁場管理委員会指示第2号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成20年島根県告示第201号）は、廃止する。

平成21年4月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（三成ダム、布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）
- 6 三隅川水系河川の本流及び支流（御部ダムから上流を除く。）

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成21年4月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で10万9千トン、生産額で215億円の漁獲実績を有し、漁業就業者は4,200人となっている（平成18年、漁業就業者数のみ平成15年）。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隱岐諸島を結ぶ隱岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隱岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御崎沖、隱岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第二条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第三条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措

置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成20年1月から12月（ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成20年7月から平成21年6月）の知事管理量	平成21年1月から12月（ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成21年7月から平成22年6月）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	26,000トン	
まあじ	28,000トン	34,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	

注：まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成20年1月から12月（まさば及びごまさばについては平成20年7月から平成21年6月）の知事管理量	平成21年1月から12月（まさば及びごまさばについては平成21年7月から平成22年6月）の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	25,000トン	
まあじ	中型まき網漁業	26,000トン	32,000トン

注：まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば又はまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することができないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取り組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

漁業調整委員会指示**島根海区漁業調整委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（日御崎神社浜の鳥居南端、小亀島最高頂点及び出雲市神戸川河口中央の各点を順次結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者が船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして行う釣りを禁止する。ただし、6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会長があらかじめ承認した者については、この限りでない。

なお、この指示の有効期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

平成21年4月1日

島根県漁業調整委員会会長 岸 宏

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成21年4月1日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平田民夫

1 指示内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場からの持出し、検査を行うための持出し及び焼却、埋却等処分するための持出しある。

この場合、知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで